

「富士見市男女共同参画推進条例（素案）」に対する意見募集の結果について

平成 20 年 5 月 2 日
協 働 推 進 課

富士見市は「富士見市男女共同参画推進条例（素案）」に対する意見の募集を、平成 20 年 3 月 3 日から平成 20 年 3 月 31 日まで行いました。

その結果 15 件のご意見を頂きました。お寄せ頂いた、ご意見及び当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成 20 年 3 月 3 日～平成 20 年 3 月 31 日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール、持参

募集意見 （ 15 件 ）

番号	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
1	前文	「人間尊重宣言都市」に換えて、これまで富士見市が行ってきた男女平等等に関するいわゆる女性政策について記載する。つまり「平成 3 年の富士見市男女平等に関する市民意識調査」の実施や「女性行動計画」の策定、それに基づき「パートナーシップで進めるまちづくり」が女性議会で決議されたことを記載し、より男女共同参画社会の視点にたった取組に差し替えるのが適切である。	原文の内容で対応します	人間尊重宣言には、『自分をたいせつにするとともに他人を尊重すること』『個性をよりよく生かし社会のために役だてること』がうたわれており、富士見市の男女共同参画推進の根幹を成す理念が宣言されていると解釈しています。ご意見の内容は、これまでの経過や具体的な取り組みを示す事柄になりますので、行動計画等の中に明記し、さらに発展させていきたいと考えています。
2	第 2 条 第 11 条 第 3 号	積極的格差是正（ポジティブアクション）は、男女共同参画を進める上で、最も重要な取り組みの一つであり、基本法にも県の推進条例にも定義されている。富士見市でもこの用語を重	原文の内容で対応します	ご意見のとおり、積極的格差是正の取り組みは大変重要であると認識し、第 11 条第 3 号に盛り込んでいるところです。定義の必要性については、この取り組みは国内外に広く周知されている事柄であり、あえて定義する必

		要視し、定義に採用するのが妥当である。(同様意見ほか3件)		要は認められないと考え原文のとおりとします。
3	第2条 第3条 第5号	女性が生涯にわたって自らの身体と健康について主体的に自己決定を図ること等をリプロダクティブ・ヘルス・ライツと言い、その考え方について、認知度が低いため、人口妊娠中絶や性感染症の問題が出ている。このことを喚起すると共に母性を保護することを目的とする特別措置も差別として解してはならず、積極的格差の是正になることをすべての人に知らせる必要があるから定義にリプロダクティブ・ヘルス・ライツを追加する。	修正します	定義につきましては、条例中の条文に使用した用語を定義するものであり、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの表現は使用しておりませんので、定義は原文のとおりとします。 しかし、ご指摘のとおり母性保護の観点を明確にすることは重要と考え、該当の第3条第5号の表現を加筆修正します。
4	第2条	男女共同参画社会形成のための基本であり重要な考え方であるので、条例に採用されていなくても男女共同参画社会に必要で重要な言葉として「社会的性別(ジェンダー)の視点」を定義する。	原文の内容で対応します	定義につきましては、条例中の条文に使用した用語を定義するものであり、社会的性別(ジェンダー)の表現は使用しておりませんので、原文のとおりとします。 なお、社会的性別の視点につきましては、前文および基本理念に『性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行』と表現しています。
5	第2条 第8条	パワーハラスメントは、男女共同参画社会の視点が欠けているために生じるものであるため、「パワーハラスメント」を定義し、第8条第2項に「働く場等で、職権などの権力差を背景にして、人格と尊厳を傷つける言動を行うパワーハラスメントを根絶すること。」を追加する。	原文の内容で対応します	パワーハラスメントにつきましては『その他性別に起因する人権侵害にあたる行為』に含めて考えており、原文のとおりとします。
6	第7条 第9条	ジェンダーの再生産を防止するためには、メディア・リテラシーに配慮した教育を重視することが大切と考えるので、第7条第2項に「市及び学校教育、社	修正します	ご意見のとおり、メディア・リテラシー(一般的にテレビ・新聞・インターネットなどの情報から必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力をいう。)に配慮した取り組

		会教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、ジェンダーに敏感な視点に基づいたメディア・リテラシーに配慮した教育に重視し、学習の機会を提供するよう努める。」を追加する。		みは大変重要と考えます。教育に携わる者の責務だけではなく、情報を受け取る側全ての者の責務として、関連条文である第9条第2項に追加します。
7	第8条第2項 第11条第5号	被害者保護の視点から関係機関、又は団体と密接に連携して市は適切な措置をとらなければならないので、第8条第2項に「市は、性別による差別的取扱い、その他男女共同参画の推進を妨げる人権の侵害に関し、市民等から相談等の申し出があったときは、速やかに対処するとともに、関係機関、又は団体と密接に連携して適切な措置をとるよう努める。」を追加する。	原文の内容で対応します。	推進施策として第11条第5号に『性別による人権侵害の行為により被害を受けた者等からの相談を受け、被害者救済のための必要な支援を行うよう努める』としており、ご指摘の内容に取り組みすることとしていますので、原文のとおりとします。
8	第11条	市の推進施策に、男女共同参画の推進に関して市長に意見を述べる機関を設置することを条例に明記する必要がある。将来的に、条例に規定がないという理由でその組織が機能しなくなる可能性がある。また、その内容を公表すべき。 (同様意見ほか1件)	原文の内容で対応します。	ご意見につきまして、その必要性は十分理解しているところです。現在、男女共同参画の推進に関する調査審議を行い、また、市長に意見を述べることができる機関として、条例に基づく要綱設置を予定しています。条例制定後、その内容を公表する予定です。
9	第11条第5号	第11条第5号について、例えば市外の事業者による被害についてはどのように対処していくのか、とても気になった。第6条のように全ての事業者が配慮してくれるとは限らないので、市民を守る観点から、市外の事業者への働きかけもしてほしい。	原文の内容で対応します	市民の方が被害を受けた場合は、市外の事業者によるものであっても支援の対象となります。
10	第9条	第9条について「～用いないよう努めなければならない」とあるが、そのような表現を売り物にしている雑誌などに関しても効果があるものなのか。子ども	原文の内容で対応します	この条例は、努力義務を規定しているものではありませんが、条例制定の際には、広くその理念が理解されるよう、普及に努めたいと考えています。 第9条につきましては、表現の自由

		でも見ることができる状況が非常に多く、健全育成からみても好ましくない。(売場での陳列の規制など)また、イベントなどでのビール売場で女性の水着姿のポスターなどを使っていることに対しても効力があるのか知りたい。		が保障される中、その判断が難しいところですが、埼玉県では、男女共同参画苦情処理機関が設置されており、弁護士や大学教授が苦情処理委員として委嘱を受け、申出があった場合は、必要な調査を行い、助言、意見表明、勧告、是正の要望等を行うことができます。市としても、この機関と必要に応じて連携していきたいと考えています。
1 1		全体的に「～努める」の表現が多いが、条例としての効力がきちんと発揮されているのか心配。何か問題が生じた時に対策を講じなくても「努力していた」と責任逃れをされてしまうのでは、と思う。		